

○金谷委員長 それでは、開会いたします。本日の出席委員は全員でございます。

これより会議に入ります。1、請願・陳情議案の審査について、陳情第8号、生活保護における収入認定等に関することについてを議題といたします。

この後、委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨補足説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○金谷委員長 それでは、そのように実施することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時03分

再開 午後1時15分

○金谷委員長 それでは、再開いたします。

先ほど説明を受けた陳情第8号に関し、各委員から特に発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 説明を受けたばかりでありますので、今回は保留とすることでよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○金谷委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

続きまして、2、令和2年第1回臨時会提出議案についてに入ります。議案第1号、第2号、第4号ないし第7号、以上6件について、理事者から説明をいただきます。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案している議案のうち、福祉保険部所管にかかわる事項につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号の令和2年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の6ページをごらんください。3款1項3目、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金でございますが、昨年10月の消費税率の引き上げにあわせて導入された低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきまして、このたび国の政令が改正され、令和2年度から保険料のさらなる軽減強化を図ることとなったことに伴い、介護特会への繰り出し額を増額する必要があり、繰出金として2億9千609万4千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が1億4千804万7千円、道支出金が7千402万3千円、一般財源が7千402万4千円となっております。

続きまして、議案第2号の令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございますが、同じく補正予算書の8ページをごらんください。こちらは、一般会計で御説明いたしました介護特会への繰出金の増に伴うものでありまして、6款1項4目、低所得者保険料軽減繰入金を2億9千609万4千円増額するとともに、1款1項1目、第1号被保険者保険料で財源振りかえとして、同額を減額しようとするものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 税務部長。

○稲田税務部長 本臨時会に提案しております議案のうち、税務部所管にかかわる事項として、議

案第4号、旭川市税条例等の一部を改正する条例の制定及び議案第5号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定の2件につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、いずれも地方税法の一部改正等に伴うものでございます。

初めに、旭川市税条例の一部改正のうち、個人市民税についてでございます。1点目は、このたび、寡婦（寡夫）控除が見直されるとともに、未婚のひとり親に対する税制上の措置が講じられたことに伴いまして、現行の寡婦（寡夫）控除をひとり親控除及び寡婦控除に改めるほか、人的非課税措置の対象となる者につきましても、寡婦、寡夫及び単身児童扶養者としているものを、ひとり親と寡婦という区分に改めようとするものでございます。2点目は、一定の肉用牛を売却した場合における事業所得に対する特例措置、及び優良住宅地の造成等のために所有の期間が5年を超える土地を譲渡した場合における長期譲渡所得に対する特例措置が、それぞれ3年間延長されたことに伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、法人市民税につきましては、国税の連結納税制度の見直しに伴いまして、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、固定資産税に関する改正といたしましては、登記簿等に登記または登録されている者が所有する固定資産につきまして、その者が死亡した場合に、その固定資産を現に所有している者に対し、固定資産税の賦課徴収に必要となる事項に関する申告を義務づけるよう規定を改めるほか、調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が明らかとならない場合、その使用者に対し、あらかじめ通知した上で、その者を所有者とみなし、固定資産税を賦課するよう改めようとするものでございます。

次に、市たばこ税につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式を段階的に見直すよう改めようとするものでございます。

次に、延滞金についてでございますが、延滞金の特例割合である特例基準割合を延滞金特例基準割合と改称するほか、法人市民税において、納期限の延長があった場合の延滞金の特例割合を現行平均貸し付け割合に1%を加えた率としているものを、平均貸し付け割合に0.5%を加えた率に引き下げるよう改めようとするものでございます。そのほか法改正及び改元に伴いまして、所要の関連規定及び平成31年改正条例における一部の改正規定の整備を行おうとするものでございます。

最後に、旭川市都市計画税条例の一部改正につきましては、法改正及び改元に伴い、所要の関連規定の整備を行おうとするものでございます。以上、どうぞよろしく願いいたします。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 本臨時会に提案しております議案第6号の旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本件は、昨年10月に実施されました消費税率の引き上げに伴い、低所得の高齢者を対象とした介護保険料の軽減措置に関する政令改正が行われましたことから、保険料率に関する規定を整備しようとするものでございます。整備に当たり、国が示す下げ幅と連動し、保険料基準額に対する割合を保険料区分の一番低い第1段階においては、基準額に対して0.375を乗じていたものを0.3に減じることにより、保険料額で申しますと2万7千900円から2万2千300円へ5千600円の軽減になります。また同様に、第2段階においては0.485から0.36に減じることにより、保険料額で申しますと3万6千円から2万6千700円へ9千300円の軽減、第3段階に

おいては0.705から0.68に減じることにより、保険料額で申しますと5万2千400円から5万500円へ1千900円の軽減をしようとするものでございます。公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用をしようとするものでございます。なお、国による介護保険料の軽減措置につきましては、2回に分けて実施することとされており、1回目は昨年の第2回臨時会において議決をいただいております。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 本臨時会に提出している子育て支援部所管の議案について、御説明申し上げます。

議案第7号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定ですが、これは放課後児童支援員の資格要件に関しまして、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正により、これまで都道府県知事及び政令指定都市の長により実施していた研修の実施主体に新たに中核市の長が加えられたため、改正を行おうとするものでございます。なお、施行日は公布の日からとし、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○金谷委員長 ここで、以上の説明につきまして、発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 それでは、続きまして、3、報告事項についてに入ります。旭川市における町内会等への加入促進に関する協定の締結について、旭川市プレミアム付商品券発行事業の実施結果について、第2期旭川市子ども・子育てプランの決定について、理事者から報告をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 旭川市における町内会等への加入促進に関する協定につきまして、令和2年3月27日に本市と住民組織を代表する旭川市市民委員会連絡協議会、不動産業界団体の公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部の3者におきまして締結いたしましたので、御報告させていただきます。

お手元の資料をごらんください。本協定は、町内会加入率の向上と地域主体のまちづくりを推進していくことを目的として、市と両団体が相互に連携協力を進めていくものでございます。取り組み内容といたしましては、市内のマンション、アパートなど集合住宅の入居世帯を主な対象として、町内会の活動内容や会員勧誘について効果的に案内していくために、市民連協はチラシ作成など、町内会情報の提供を行い、宅建協会旭川支部はチラシの配布など、町内会活動の効果的な周知を実施し、本市は、情報提供や連絡調整などを支援していくなど、3者がそれぞれの役割に応じ、協力して町内会活動や町内会への加入促進の取り組みを実践してまいります。町内会は、地域の根幹をなす組織であり、本協定の締結を含め、町内会活動や加入率向上に向け、今後も取り組みを進めてまいります。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 令和元年度に実施しました旭川市プレミアム付商品券発行事業は、本年3月末をもって事業を終了しましたので、お手元に御配付した資料に基づき、その実施結果について御報告申し上げます。

本事業は、1、事業の概要にお示ししているとおり、昨年10月からの消費税率の引き上げによ

る影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、住民税非課税者や3歳未満の子どもがいる世帯を対象に、プレミアム付商品券を発行、販売するという全国共通の枠組みで行った事業であります。

次に、2、事業経過であります。昨年4月から準備作業を開始し、8月1日に対象となると思われる方々に申請書を送付した後、申請受け付けを開始し、交付決定した方々に、9月20日から順次、購入引換券を送付いたしました。10月1日から商品券の販売、利用及び換金を開始し、販売は2月28日、利用は2月29日、換金は3月6日で終了し、3月末をもって事業を完了したところでございます。

次に、資料の裏面でございます。3、事業実績であります。まず、(1)申請関係であります。非課税者として対象と思われる方々、個別勧奨対象者と言っておりますが、8万1千262人に申請書を送付し、そのうち申請された方が、個別勧奨していない方111人を含めて3万5千370人となり、結果43.5%の申請率となっております。全国の平均申請率は、1月24日時点の内閣府プレミアム付商品券執行状況調査では42.7%であり、本市の申請率は、全国平均と同程度となっております。なお、購入引換券につきましては、①非課税者、②子育て世帯、③他の市区町村からの転入による交換者、合計4万2千557人分を交付しております。

次に、(2)販売関係であります。商品券の販売冊数は17万3千242冊、商品券発行総額は8億6千621万円となっており、単純計算ではございますが、購入引換券の交付を受けた方1人当たり4.1冊を購入した計算になります。

次に、(3)換金関係であります。換金額につきましては8億6千355万3千500円となっており、この金額を商品券発行総額で割り返しますと、販売した商品券の99.7%が換金されたという結果となっております。

次に、(4)商品券の主な利用先といたしましては、カテゴリー別に申し上げますと、デパート、スーパーが62.6%、医療、医薬品、化粧品関連が9.7%、衣料品、靴、バッグ関連が4.7%、食料品、酒、米穀関連が4.1%、家電が3.9%となっております。

次に、(5)主な広報活動といたしましては、市の広報誌「あさひばし」への記事掲載、ライナーなどへの広告掲載、商業施設における店内放送、中心市街地における街頭放送などを実施したところであり、特に期限を過ぎた商品券は無効となり利用できなくなることについては、「あさひばし」1月号、2月号、ライナーには2月中6回、記事を掲載し、周知に努めたところでございます。

次に、(6)本事業への問い合わせに対応するため開設したコールセンターにつきましては、4千324件の問い合わせがあり、その主なものといたしましては、申請書類に関するものが1千811件で41.9%、引換券・販売に関するものが1千64件で24.6%、事業内容等に関するものが679件で15.7%となっております。

なお、商品券利用期限であります2月29日の1日前、2月28日の夕方の北海道知事の新型コロナウイルス緊急事態宣言により、不要不急の外出の自粛が求められましたが、生活に必要な外出は可能であったことから、利用期限の延長は行わなかったところでございます。申請率としては全国平均並みでありましたが、低所得者や子育て世帯といった真に必要とされる方々に利用され、消費税引き上げに伴う家計に与える影響を一定程度は緩和できたものと考えております。以上、旭川市プレミアム付商品券発行事業の実施結果について、御報告させていただきます。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 第2期旭川市子ども・子育てプランの決定について御報告いたします。

旭川市子ども・子育てプランにつきましては、第1期の計画が令和元年度で計画期間を終了したことから、令和2年度からの5年間を計画期間とする第2期計画の策定作業を進め、令和2年1月27日から2月27日の期間で実施した意見提出手続では、3名の方から御意見が寄せられたところであり、それらの意見を踏まえ、本年3月に第2期旭川市子ども・子育てプランを決定したところでございます。

本計画ですが、本日配付したプランの3ページに記載してありますとおり、旭川市子ども条例第14条に基づき本市が今後進めていく、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、あわせて、各種法令等に規定されている市が定める計画についても含むものとして定めております。

内容といたしましては、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的、計画的に実施するため、旭川市子ども条例で規定する子どもを育成する家庭への支援を初め、子どもにかかわる地域住民への支援や子どもが多様な経験をし、学ぶことができる機会の提供などを事項として定めております。プランの12ページから14ページに記載してありますとおり、子育てを支える、子どもの育ちを支える、子どもの主体性を育む、社会全体で支えるの4つを基本的な方向性として整理し、それらに付随する子ども・子育てに係る13の基本施策により構築しているところでございます。

第1期計画からの主な変更点でございますが、本計画は旭川市子ども条例を初め、関係法令で規定する複数の計画を兼ねておりますが、第2期計画からは、令和元年の法改正によって市町村に計画策定に係る努力義務が課せられた子どもの貧困対策についての計画についても、その位置づけを含むものとして本計画に取り込んだところでございます。また、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産及び子育てに係る妊産婦の方等の不安や負担がふえているというふうと考えられているため、子育て世帯を支える体制の充実や、子どもの成長段階に応じた連携の推進など、切れ目のない支援について改めて整理をしたところでございます。

今後につきましては、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に整理した本計画に基づき、子どもの貧困対策に係る取り組みなど、関連する施策の効果的な推進を図ってまいります。以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 以上の3件の報告について、委員の皆様から何か御発言はございますか。

室井委員。

○室井委員 プレミアム付商品券のことでお聞きしたいんですが、全国の平均申請率が42.7%、それに対して旭川市は43.5%ということだったんですが、道内の他都市の状況はわかりますか。

○成田福祉保険部福祉保険課主幹 道内他都市の把握している状況について、お答え申し上げます。2月21日時点の数字でございますが、札幌市は50.8%、函館市は51.4%、苫小牧市は33.4%、帯広市は47.8%、江別市は46.8%、北見市は個人ではございませんで、世帯ということで把握しておりますけれども42.9%、小樽市は46.7%、釧路市は46.6%という結果になってございます。

○室井委員 道内他都市の状況を見ても、決して旭川は高くないわけですが、低かった要因というのは何か、捉えておられますか。

○成田福祉保険部福祉保険課主幹 いろいろな状況はあろうかと思いますが、数字的に言うと43.5%ということで、本市の申請率は今申し上げた各都市よりも低いという状況になっております。総じて言えることは、本プレミアム付商品券の制度的な煩雑さといいますか、あとは御負担をお願いするというような制度、そういったところが、全国的に見ても、道内的に見ても、また旭川市におきましても、予想していたほど伸びなかったという原因であるのかというふうに捉えております。

○室井委員 ちょっと1点だけ最後に。それは、事務手続とか、その煩雑さとかというのも含めて、どこも同じなわけですよ。にもかかわらず、大都市の札幌が2月21日時点で50.8%と、これは物すごい結果だったと思うんですが、これはどういうふうなことで力を入れてやってきたのか。過ぎてしまったことですから、仕方ないと言えば仕方ないですが、そこまで引き上がってきた要因というものを市としても押さえているのだろうか。

○成田福祉保険部福祉保険課主幹 札幌市のそういった取り組み状況については把握しておりませんが、本市といたしましては、資料にお示ししたとおり、ライナーですとか広報誌「あさひばし」等々、あとはNHKからの取材があれば積極的に応じるなど、そういった点で市民の皆様への広報、周知に努めてきたつもりではございますけれども、力及ばずと申しますか、申請率が上がらなかったというふうになってございます。

○室井委員 なぜ聞くかということ、今後、新型コロナウイルスの関係でさまざま、各家庭なり個人に対しての支援というのがあるわけです。それで、残念ながら申告制になる可能性というのが今の状況では高いと。そういうことになれば、これはいわゆる市の考え方というか、担当部局の考え方だと思うんですけども、今回の分についても、やはり黙っていたら他都市よりも申請が遅い、もしくは少ないというこの現状をしっかりと分析しておかないと、何が要因なのかということがわからなくなってしまうので、いざ鎌倉というときにまた同じような状況になってしまう可能性がないわけではないということなので、これは一つの警鐘として福祉保険部にお話をしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○金谷委員長 小松委員。

○小松委員 私もプレミアム付商品券についてお尋ねをしたいと思います。

室井委員からも質疑がありましたが、きょう渡されたペーパーを見ますと、表面では、申請の勧奨を8月と11月、2回行っていると。さらに、申請期限も延長していると。裏面を見ますと、広報活動として、広報誌「あさひばし」に6回ほど記事を掲載しており、ライナーでは13回掲載してもらっていると。商業施設では店内放送、中心市街地では街頭放送も行っていると。広報活動という点、あるいは申請期限、期間を延長するなどのそうした取り組みでは相当配慮しながら、できるだけ多くの人に申請してもらおうという取り組みは見てとることができます。

さきに御答弁がありましたけれども、私も大きくくくって言えば2つだろうと思うんです。一つは手続の煩雑さ、もう一つは、よりこのプレミアムを生かそうとしたら、最大で一人が5冊までですから、2万円お金を先に出して、5千円の余分の利益を手にすることができるということで、金銭の支出が先行しなければならない。こうしたことが、給付が伸びなかった主な理由なのかなとい

うのは私も感じております。

お聞きしたいのは、手続でも、私も何人かから相談を受けたんです、煩雑すぎると。市役所から文書が来て、市役所に送り返して、さらに通知を受けて信金に行くと。こうした手続というのは、大体、全道の主要都市、同じような対応となっていたのかどうか、ちょっと確認させてください。

○成田福祉保険部福祉保険課主幹 道内各都市の手続の状況でございますけれども、本事業は、全国共通の枠組みで実施されたものでございまして、国のほうからは、対象となると思われる方々に個別勧奨するよにとの通知といたしますか、そういった指導というようなことがなされておりますことから、本市も対象となると思われる方々に申請書を送付しておりますけれども、恐らく、各都市も同様の周知方法をとっているものと考えております。

○小松委員 私は、この給付の到達状況、全国平均で42.7%、旭川市は43.5%というのを見て、ちょっと私も記憶が定かでないんですが、以前、この旭川市でも福祉灯油などに取り組んだことがありました。そのときも、あれはたしか5千円ほどを、取りに来ていただければ渡しますよという制度だったと思うんです。その申請が、6割か7割だったんですね。思ったより申請が少なかったという私の思いもあって、そのときに確認したんですが、いわゆる高齢者で低所得世帯というところを対象にしていたので、交通機関で移動するにはちょっと難があると。タクシーで往復すると3千円以上かかって、5千円を手にしてもほとんど実にならないんだという声が多かったんです。だから、取りに来てくれればお渡しますよということでも、7割程度でした。今回はそれに加えて、1回市役所に来ていただくだけでなく、文書のやりとりや、最後は信金に行ってやらなければならない。加えて、金銭の支出が先行しなければならない。いわゆる福祉灯油から見ても、手続はより煩雑であり、それから支出の先行が求められるということからすると、さらに申請が下回るというのは納得するような、そうした取り組みだったのかなというふうに思うんです。

私は最後に、ちょっとこれは所管にお聞きしたいんですが、消費税10%はいろんな意見の違いがあります。しかし10%に増税になって、収入が少ない世帯に何らかの対応、手当てをしなければならないという取り組みの一つだから、非課税世帯等を対象世帯にして、全国共通の枠組みの中で旭川市としても取り組んだと。しかし結果として、非課税世帯等の半分以下にしか、この制度による、いわゆる支援というか、増税と引きかえなんだけれども、そういう手だてが行き届かなかったということです。いろいろな理由があって、到達状況はこういうふうになっていると思うんですけど、制度の趣旨から見て、どういうふうに所管部として受けとめているか、それだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○金澤福祉保険部長 ただいま委員のほうからお話がありましたけれども、今回のプレミアム付商品券というのが、増税に伴う消費の低迷、あるいは落ち込みを抑制して、地域経済の下支えに寄与することを目的にした事業でございました。結果的には、御指摘のあったように、本市の申請率というのが全国の平均値よりも若干上回ったぐらいということで、本当に消費の押し上げというのはどうだったのだろうかと、限定的だった部分というのものもあるのかなというふうなことがございます。

この事業に関しては、評価は今後もさまざまあるかと思っておりますけれども、本市におきましては、先ほども御報告申し上げましたけれども、低所得者世帯あるいは子育て世帯といったような真に支援が必要な方々に利用していただきまして、申請率は伸びなかったんですけれども、商品券の換金額は約8億6千万円ということで、多少なりとも家計負担の軽減、あるいは地元経済の下支えという

のは、一定の効果はあったのではないのかなというふうな認識をしてございます。正直に申し上げますと、もっと多くの市民の方々に利用される事業になってほしいというのが正直なところでございますけれども、先ほど室井委員さんからも御指摘がありました新型コロナウイルスの関連で、今後、市町村に同じような事業がおりてくるということも想定されていますので、今回の事業を通じた改善点というのをしっかり洗い出し、検証しまして、次回以降の事業でしっかり、市の裁量でできる部分、こういった部分において教訓を生かしまして、市民生活の向上に少しでも寄与できるように、そういった意識を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○金谷委員長 ほかに御発言はございますか。

小松委員。

○小松委員 子ども・子育てプランについてちょっとだけ。

何を聞きたいかといいますと、100ページを超えるプランにきょう初めて目を通しました。それで今、児童虐待に対して、第1回定例会でもさまざまな質疑が行われたり、市長の考え方が示されたというところがございます。恐らく、それらを含めた施策が抱えているのは、第3章のプランの内容、17ページに私が問題意識を持っていた項目がありますので、このところに盛り込まれているんだろうというふうに思うんです。こんにちは赤ちゃん全戸訪問とか、養育支援訪問事業とか、乳幼児健診等が書かれていて、この冊子の後段、資料編の91ページには、子どもの育ちについて、児童虐待が過去5年間どういうふうになっているのかというグラフも示されています。

そこで、簡単にお聞きをしたいのは、児童相談所をつくるつくらないにかかわらず、予防や早期発見を含めて対応が求められてきております。そうした課題に特徴的なものがこのプランにあるとすれば、新しくこういう項目を加えたとか、あるいはこのプランに取り組むに当たって体制を強化したとか、そういう概括的なことで構わないんですが、その辺の特徴的なことについて、もしお答えいただけるのであればお願いしたいということでもあります。

○中村子育て支援部長 小松委員のほうから、17ページという部分でありますけれども、具体的に言いますと、児童虐待防止というのは22ページというところになっております。

今の部分の体制強化、具体的なものはまだこのプランの中では明確にしておりませんが、22ページの主要事業2の一番最初の取り組み内容で、妊娠期からの切れ目のない支援により児童虐待の発生予防を行いますと。それで、切れ目のない支援のための体制強化の検討ということになっています。具体的な体制強化というのは、まだこれからの部分がありますけれども、過去、常任委員会でも私、答弁したかと思いますが、やはり妊産婦健診のときから、そういった児童虐待の兆候なり何なりというのは一定程度、把握できる部分というのがありますので、そういったところと、同じ市の組織でありますけれども、具体的に児童虐待があったときに市が現在でも行える対応の部分との連携というのをさらに緊密にして、乳児のときからの状況、その家庭状況なり何なりを把握して、早目にそういった芽を摘むといいますか、そういう体制づくりを行っていくというのを検討していくという部分をこのプランの中では盛り込ませていただいたところでございます。

○金谷委員長 ほかに特に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 それでは、以上をもちまして、民生常任委員会を散会といたします。

散会 午後1時53分